

香川県条例第31号

香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例及び香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例
 (香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例の一部改正)

第1条 香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例(平成5年香川県条例第20号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域内において、製造の事業、<u>旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)</u>、<u>情報サービス業又は離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成5年自治省令第1号。以下「省令」という。)</u>第1条各号に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者及び畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人に課する県税の特別措置について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特別償却設備設置者に対する課税免除)</p> <p>第2条 離島振興法第2条第2項の規定による公示の日(その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下「公示の日」という。)から<u>平成27年3月31日</u>までの間に、<u>省令第2条第1号イ</u>に規定する設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)に課する事業税については、<u>当該特別償却設備</u>を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち<u>当該特別償却設備</u>に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>本県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域内において、製造の事業、<u>ソフトウェア業又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)</u>の用に供する設備を新設し、又は増設した者及び畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人に課する県税の特別措置について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象設備設置者に対する課税免除)</p> <p>第2条 離島振興法第2条第2項の規定による公示の日(その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下「公示の日」という。)から<u>平成25年3月31日</u>までの間に、<u>離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成5年自治省令第1号。以下「省令」という。)</u>第1条第1項第1号イに規定する設備を新設し、又は増設した者(以下「<u>対象設備設置者</u>」という。)に課する事業税については、<u>当該設備</u>を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち<u>当該設備</u>に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。</p> <p>(1) その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合</p> <p>本県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業</p>

年度に係る所得

当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る固定資産の価額

×

当該特別償却設備設置者が本県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造の事業、旅館業、情報サービス業又は省令第1条各号に掲げる事業の用に供する設備に係る固定資産の価額）

(2) 略

本県において個人又は前号に掲げる法人以外の法人に課する事業税の課税標準となるべき当該年又は当該事業年度に係る所得

当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る従業者の数

×

当該特別償却設備設置者が本県内に有する事務所又は事業所の従業者の数

2・3 略

4 特別償却設備設置者に係る特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税については、課税を免除する。

5 特別償却設備設置者に係る特別償却設備である法第740条に規定する大規模の償却資産（公示の日以後に取得したものに限る。）に対して課する固定資産税については、最初に課する年度以後3箇年度に係る固定資産税の課税を免除する。

（申請書の提出）

第4条 略

年度に係る所得

当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額

×

当該対象設備設置者が本県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造の事業、ソフトウェア業又は旅館業の用に供する設備に係る固定資産の価額）

(2) 前号に掲げる場合以外の場合

本県において個人又は前号に掲げる法人以外の法人に課する事業税の課税標準となるべき当該年又は当該事業年度に係る所得

当該新設し、又は増設した設備に係る従業者の数

×

当該対象設備設置者が本県内に有する事務所又は事業所の従業者の数

2・3 略

4 対象設備設置者に係る省令第1条第2項に規定する対象設備（以下「対象設備」という。）である家屋及びその敷地である土地の取得（公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税については、課税を免除する。

5 対象設備である法第740条に規定する大規模の償却資産（公示の日以後に取得したものに限る。）に対して課する固定資産税については、最初に課する年度以後3箇年度に係る固定資産税の課税を免除する。

（申請書の提出）

第4条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、法第72条の25、第72条の28、第72条の55（法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。）若しくは第745条第1項において準用する法第383条又は香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第47条第1項の規定による申告の期限までに、規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部改正)

第2条 香川県過疎地域における県税の特別措置条例(平成12年香川県条例第83号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別償却設備設置者に対する課税免除)</p> <p>第2条 法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成27年3月31日までの間に、<u>同条第1項に規定する過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町の廃置分合又は境界変更に伴い法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号の第2欄又は第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄又は第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるもの</u>であって、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる場合の区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(申請書の提出)</p> <p>第4条 略</p> <p>附 則</p>	<p>(特別償却設備設置者に対する課税免除)</p> <p>第2条 法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成25年3月31日までの間に、<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備</u>であって、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる場合の区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(申請書の提出)</p> <p>第4条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、地方税法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の55(同法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。)又は香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号)第47条第1項の規定による申告の期限までに、規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>附 則</p>

(この条例の失効)

3 この条例は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

(この条例の失効)

3 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例（以下「新離島条例」という。）の規定及び第2条の規定による改正後の香川県過疎地域における県税の特別措置条例（以下「新過疎条例」という。）の規定は、平成25年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例の一部改正に伴う経過措置)

2 新離島条例第2条の規定は、適用日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、適用日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

3 適用日以後に新離島条例第2条第1項に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者で同条の規定の適用を受けようとするもののうち、新離島条例第4条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日以後1月を経過する日までに到来することとなるものについての同条の規定の適用については、同条中「法第72条の25、第72条の28、第72条の55（法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。）若しくは第745条第1項において準用する法第383条又は香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第47条第1項の規定による申告の期限まで」とあるのは、「香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例及び香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第31号）の施行の日から1月以内」とする。

(香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部改正に伴う経過措置)

4 新過疎条例第2条の規定は、適用日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、適用日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

5 適用日以後に新過疎条例第2条第1項に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者で同条の規定の適用を受けようとするもののうち、新過疎条例第4条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日以後1月を経過する日までに到来することとなるものについての同条の規定の適用については、同条中「地方税法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の55（同法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。）又は香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第47条第1項の規定による申告の期限まで」とあるのは、「香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例及び香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第31号）の施行の日から1月以内」とする。